

塩酸プロピペリン錠 10mg「SW」 塩酸プロピペリン錠 20mg「SW」

謹啓 時下益々ご隆昌のこととお慶び申し上げます。

平素は弊社製品につきまして格別のお引き立てを賜り厚くお礼申し上げます。

さて、この度、厚生労働省告示第二百十七号(令和3年5月31日付)により、塩酸プロピペリン錠 10mg「SW」、塩酸プロピペリン錠20mg「SW」の「処方箋医薬品」指定が解除されましたのでご案内申し上げます。

今後とも、より一層のご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

謹白

変更内容

- 規制区分において、「処方箋医薬品」指定が解除されました。
暫くの間、「処方箋医薬品」の表示のある製品が流通することになりますが、「処方箋医薬品」としての取扱は不要です。
ご了承くださいませようお願い申し上げます。